平成23年3月31日 告示第48号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する既存住宅の耐震性の向上を図り、市民の安全を確保するため、市内にある既存住宅の耐震対策をする者に対し、さぬき市民間住宅耐震対策支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、「住宅」とは、併用住宅(住宅以外の用に供する部分 の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。)を含み、一戸建て又は長屋 建ての住宅をいう。ただし、枠組壁工法、丸太組工法及び大臣の特別な認定を得 た工法等によるものを除く。
- 2 この要綱において、「耐震対策」とは、住宅の耐震診断及び耐震改修工事をいう。
- 3 この要綱において、「耐震診断」とは、次の各号のいずれかの方法により耐震 診断技術者(建築士法(昭和25年法律第202号)第10条の2第4項に規定 する構造設計1級建築士又は建築士の資格を有し、財団法人日本建築防災協会に よる木造住宅の耐震診断・耐震補強技術者養成講習会、香川県による木造住宅耐 震対策講習会若しくはその他市長が認める講習会を受講した者をいう。)が行う 住宅の地震に対する安全性の評価をいう。
  - (1) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章第8節に規定する構造計算によるもの
  - (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。)別添第一に示すもの
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、これらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの
- 4 この要綱において、「耐震改修工事」とは、次の各号のいずれかの方法により 行う住宅の地震に対する安全性の向上を目的として、県内に営業所を設けている 事業者が施工する補強又は改修の工事をいう。
  - (1) 建築基準法 (昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。) 第19 条及び第20条の規定に適合するように行われるもの
  - (2) 基本方針別添第二に示すもの
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、これらと同等以上に安全性を向上させると認め

られるもの

(補助対象住宅)

- 第3条 補助金の交付の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当する住宅と する。
  - (1) 昭和56年5月31日以前に着工されていること。
  - (2) 市内に住所を有する者が自ら所有しているものであり、耐震対策を行った後も、主たる居住の場として利用されること。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
  - (3) 耐震改修工事については、耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高いと評価され、又は倒壊する危険性があると評価されていること。
  - (4) 補助金の交付申請の時点において、基準法第9条の規定に基づく香川県知事からの措置が命じられていないなど、同法の規定に基づく重大な違反がないこと。
  - (5) この要綱に基づく耐震対策を過去に行っていないこと。

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する 者とする。
  - (1) 住宅の所有者であること。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
  - (2) 市税及び国民健康保険税を滞納していない者であること。

(補助対象経費等)

- 第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、耐震対策を行う場合の1敷地ごとにそれぞれに要する経費(耐震改修工事には実施設計費用を含む。)とする。
- 2 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、予算の範囲内で交付する。
  - (1) 耐震診断 補助対象経費に10分の9を乗じて得た額と9万円を比較して、 いずれか少ない額
  - (2) 耐震改修工事 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額と90万円を比較して、いずれか少ない額

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、民間住宅耐震対策支援補助金交付申請書(様式第1号)に別表第1に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 住宅が共有に係るものである場合は、代表者を申請者とすることができる。

(補助金の交付決定)

- 第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、 適正であると認められるときは、速やかに補助金の交付を決定し、民間住宅耐震 対策支援補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」とい う。)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合には、必要な条件を 付することができる。

(申請内容の変更等)

- 第8条 申請者は、補助金の交付決定を受けた耐震対策の内容を変更しようとする ときは、民間住宅耐震対策支援補助金交付変更承認申請書(様式第3号)を市長 に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りでない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、民間住宅耐震対策支援補助金変更承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第9条 申請者は、補助金交付決定を受けた耐震対策を中止し、補助金の交付申請 を取り下げるときは、民間住宅耐震対策支援補助金交付申請取下届(様式第5 号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請があった場合は、補助金交付の決定がなかったものとみなす。 (耐震対策が期日までに完了しない場合等の報告)
- 第10条 申請者は、耐震対策が交付決定通知書に付された期日までに完了しない場合は、市長の指示を受けなければならない。
- 2 申請者は、耐震対策の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、そ の指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 申請者は、耐震対策が完了したときは、当該完了の日から起算して20 日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、民間住宅耐 震対策支援補助金実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)に別 表第2に掲げる関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、速やかに その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査に基づき、報告に係る事業の成果 が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるときは、補 助金の額を確定し、民間住宅耐震対策支援補助金交付額確定通知書(様式第9 号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに市長が指定 する請求書を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による補助金の交付の請求があったときは、申請者 に対して、速やかに補助金を口座振替の方法により交付するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、民間住宅耐震対策支援補助金交付取消通知書(様式第10号)により補助金の交付決定の全部 又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
  - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (4) 補助金の交付決定の前に、耐震対策に着手したとき。ただし、実施設計については、事前に市長の承認を得て事業に着手した場合はこの限りでない。
  - (5) この要綱及びこの要綱の規定に基づく市長の指示又は命令に違反したとき。
  - (6) 耐震対策の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
  - (7) 耐震対策の遂行ができないとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、民間住宅耐震対策支援補助金返還請求書(様式第11号)により、期限を定めて、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保存)

第17条 申請者は、補助金の交付を受けた耐震対策の実施状況等を明らかにする ための台帳、書類その他必要となる図書を整備し、これらを5年間保存しておか なければならない。

(立入検査等)

第18条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求め、又は当該職員にその物件を検査させ、若しくは質問させることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

#### (この要綱の失効)

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、同日以前に交付決定を受けた補助金の交付については、同日後においても、なおその効力を有する。

附 則 (平成23年さぬき市告示第48号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年さぬき市告示第84号)

この要綱は、平成23年7月11日から施行する。

附 則 (平成23年さぬき市告示第110号)

この要綱は、平成23年11月9日から施行する。

附 則 (平成23年さぬき市告示第121号)

この要綱は、平成23年12月19日から施行する。

附 則 (平成25年さぬき市告示第15号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 別表第1(第6条関係)

#### 耐震診断

- 1 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次のいずれかの写し
  - (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証
  - (2) 住宅の登記事項証明書
  - (3) 固定資産税課税台帳の写し(建築年が記載されたもの)
  - (4) その他住宅の所有者及び建築年を証明することができる書類
- 2 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書
- 3 診断しようとする住宅が分かる図面又は写真
- 4 耐震診断に係る見積書の写し

## 耐震改修工事

- 1 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次のいずれかの写し
  - (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証
  - (2) 住宅の登記事項証明書
  - (3) 固定資産税課税台帳の写し(建築年が記載されたもの)
  - (4) その他住宅の所有者及び建築年を証明することができる書類
- 2 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書
- 3 耐震診断報告書(様式第7号)
- 4 既存住宅耐震改修工事に係る設計図書
  - (1) 配置図及び各階平面図 (耐震改修を行う部分を明示したもの)
  - (2) 補強計画時の構造評価が分かる計算書(耐震診断技術者が行ったもの)
  - (3) 基本方針別添第2に示す計算を行ったものは、耐震改修工事に係る構造詳細図
  - (4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書
- 5 耐震改修工事費の見積書の写し
- 6 基準法第6条及び第6条の2の規定に基づく建築確認済証の 写し(建築確認が必要な場合に限る。)
- ※耐震診断の補助を受けた者は、1及び3は省略することができる。

# 別表第2 (第11条関係)

区分	添付書類			
耐震診断	1 耐震診断報告書(様式第7号)			
	2 配置図及び各階平面図			
	3 耐震診断に係る業務委託契約書の写し			
	4 耐震診断に要した費用の領収書の写し			
	5 調査等の状況写真(2~3枚程度)			
耐震改修工事	1 耐震改修工事結果報告書(耐震診断技術者が行ったもの)			
	(様式第8号)			
	2 耐震改修工事に係る請負契約書の写し			
	3 耐震改修工事に要した費用の領収書の写し			
	4 補強又は改修工事の施工写真(改修前後が判明できる写			
	真)及び必要に応じて出荷証明書等工事関係書類			
	5 交付申請時と改修場所や工法が変更した場合は、それらが			
	分かる平面図等			
	6 基準法第7条及び第7条の2の規定に基づく検査済証の写			
	し(建築確認を受けた建築物に限る。)			